

にちはらデイサービスセンター 重要事項説明書

当事業所は、利用者ご本人に対して地域密着型通所介護又は予防介護・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所型サービス）（以下「通所介護サービス」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。しかし、要介護認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 にちはら福祉会
- (2) 法人所在地 島根県鹿足郡津和野町日原50番地2
- (3) 電話番号 0856-74-0026
- (4) 代表者氏名 理事長 木村 富士夫
- (5) 設立年月日 平成3年9月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所 介護保険事業者番号 3272100086
令和2年 4月 1日 津健福第2213号
介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険事業者番号 3272100086
平成30年 4月 1日 津健福第2023号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人にちはら福祉会が行う通所介護サービスは、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護又は要支援状態になった者のうち、居宅において介護又は支援を受けようとする者が、事業所に通所しながら日常生活上の世話及び生活リハビリを受けることや、心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを提供することにより、利用者の意欲を高めるよう適切に働きかけを行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 にちはらデイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地等 島根県鹿足郡津和野町日原 50 番地 2 電話 0856-74-1910
- (5) 事業管理者 所長 古山 孝雄
- (6) 当事業所の運営方針

従業者は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び生活リハビリを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- (7) 開設年月日 平成3年9月1日
- (8) 通常の事業の実施地域 津和野町
- (9) 営業日及び営業時間等

営業日	月～金
営業時間	月～金 9:00～16:15
定休日	土・日
その他の年間の休日	12月31日～1月3日

(10)利用定員 18人

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- 1) 管理者 1名(併設特別養護老人ホームの施設長と兼務)
- 2) 生活相談員 常勤換算で1名以上 総合介護・送迎・相談員業務等
- 3) 看護職員 常勤換算で1名以上 バイタルチェック・処置・服薬等
- 4) 介護職員 常勤換算で2名以上 総合介護・送迎等
- 5) 機能訓練指導員 常勤換算で1名以上 日常生活機能訓練等

4. 当事業所の利用料金

介護保険の給付の対象となるサービス

- ① 入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話および生活リハビリのサービスについては、利用料金の大部分(通常7～9割)が介護保険から給付されます。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(介護予防日常生活支援総合事業 通所型サービス)

要支援状態区分	基本サービス	通所型サービス 提供体制強化加算 II	小計 ①	介護職員等処遇改善加算 I (①×9.2)……………②	合計 ①+②
要支援1	1,798	72	1,870	172	2,042
要支援2	3,621	144	3,765	346	4,111

(一か月あたり・負担割合1割の例)

要介護状態 区分	基本 サービス	通所型サービス提供 体制強化加算(II)	通所介護入 浴介助加算	①小計	介護職員等処遇改善加算 I (①×9.2)……………②	合計 ①+②
要介護1	753	18	40	811	74	885
要介護2	890	18	40	948	87	1,035
要介護3	1,032	18	40	1,090	100	1,190

要介護 4	1,172	18	40	1,230	113	1,343
要介護 5	1,312	18	40	1,370	126	1,496

(介護給付 通所介護)

(一日あたり・負担割合 1割の例)

- ※ 処遇改善加算及び介護職員等^等アップ等支援加算については、端数の切り捨ての関係から差額が発生することがあります。
- ※ ご自宅と、にちはらデイサービスセンターとの間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位が減算されます。(通所介護のみ)

(1) 介護保険の給付の対象とならないサービス

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ② 施設内及び施設外特別行事
行事ごとに計画詳細を提示し、参加希望をお聞きした上で、必要実費をご負担いただきます。
- ③ 昼食の費用(食材費及び調理費)

(食費)

昼食	600
----	-----

(一食あたり)

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、次の通りお支払い下さい。

- ① 利用月の末日に一括計算し、ご請求いたします。
- ② 自動引落しの申し込みをされていない方は下記の口座へお振込みください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ お振込先：島根県農協日原支店 普通預金 0010166 ・ 名義人：にちはらデイサービスセンター ・ 所長 古山 孝雄 |
|---|

5. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 利用日に持参いただくもの

デイサービスご利用時に持参いただく物は、次のとおりです。

- ① 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証(初回及び保険証更新時)
- ② お薬手帳など内服確認できる書類、内服薬(昼食時服用分など)、処置に必要な医療用材料
- ③ 入浴時の着替え、ビニール袋(ぬれた物を入れる)
- ④ 連絡ノート(担当介護支援専門員より配布のもの)
- ⑤ 必要な介護用品(紙おむつ、紙パンツ、尿パッド等)
- ⑥ 歯ブラシ、歯磨き粉などの口腔清潔用品 (必要な方)
- ⑦ 髭剃り (男性の方でデイでの髭剃りをご希望の方)
- ⑧ 上履き (フロアはカーペットとなっておりますが、上履き使用をご希望の方は、ご本人に合った転倒しにくい物をお持ちください)

※ 金銭、貴重品はお持ちにならないで下さい。

また菓子や漬け物等食品類の持ち込み、及び他の利用者様へのお裾分けはご遠慮下さい。

※ 職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

(2)喫煙

施設外所定の喫煙スペースのみ喫煙ができます。

(3)欠席通知

欠席される場合は前日または当日の午前8時00分までに必ず連絡して下さい。

6. 守秘義務等について

(1)事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- ①事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込む。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

7. 苦情処理等について

- (1)事業所は、提供した地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
- (2)前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- (3)サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険連合会、島根県運営適正化委員会の調査に協力すると共に、質問・照会等に応じ、指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

8. 衛生管理等について

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水等について、その衛生管理に努め、また、事業所内において感染症が発生又はまん延しないよう必要な措置を講ずる。

9. 身体の拘束等について

- (1)事業所は、サービスの提供に当っては、利用者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、心身的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (2)前項のやむを得ない場合に身体拘束等を行う場合には、その態様及び実施時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

10. 苦情の受付について(契約書第16条参照)

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 生活相談員:津野守 将之

○受付時間 営業日 8:00~17:00

(電 話)0856-74-1910

(FAX)0856-74-0027

(2)行政機関その他苦情受付機関

① ご利用者の保険者(出身市町村等)の介護保険担当課

※津和野町の場合:津和野町健康福祉課

受付時間 8:00~17:00

〈所在地〉〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町後田口 64 番地 6

〈電話〉 0856-72-0651

② 島根県国民健康保険団体連合会(審査第二課介護保険係)

受付時間 9:00~17:00

〈所在地〉〒690-0825 島根県松江市学園1丁目 7-14

11. 福祉サービス第三者評価機関による第三者評価の実施について

福祉サービス第三者評価機関による第三者評価実施はありません。

12. 運営推進会議について

- (1) 事業所は、津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、運営を行う。
- (2) 運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

13. 肖像権について

各種行事があり写真を撮影する事があります、その時写真に写りこんでしまう場合があります。個人的な写真は避けできる限り集団としての掲載用スナップ写真といたします。この写真をホームページや広報活動として掲載することがあります。

14. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

15. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

16. 非常災害対策について

非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策を立て、少なくとも年2回以上の利用者及び職員による防火及び避難訓練を行います。

令和 年 月 日

通所介護又は介護予防通所介護の提供開始にあたり、契約者に対して契約書および本書面により重要事項を説明いたしました。

説明者

指定通所介護及び介護予防指定通所介護事業所 にちはらデイサービスセンター

説明者職氏名 生活相談員 津野守 将之 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス又は介護予防指定通所介護サービスの提供開始に合意しました。

利用者 住 所

氏 名

Ⓜ

保証人 住 所

氏 名

Ⓜ

続 柄

(

)